

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 6 月総会

日 時 令和元年 6 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分 開議

場 所 四万十町役場 東庁舎 多目的大ホール

日 程

- 第1 指定第 5 号 会期の決定について
- 第2 指定第 6 号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第 4 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 第5 報告第 6 号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 第7 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第9 議案第 12 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第 13 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について
- 第11 議案第 14 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第12 議案第 15 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第13 議案第 16 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第14 報告第 7 号 四万十町農業委員会活動報告について
- 第15 その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 欠席 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 欠席 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 欠席 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 欠席 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 窪田 良一 | 26. 甲把 雄 | 27. 欠席 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠席 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|----------|----------|---------|----------|
| 2. 掛水誠幸 | 6. 下元誠一郎 | 7. 浜田大彰 | 16. 竹内純 | 22. 西井健夫 |
| 27. 市川正司 | 28. 大西博之 | 31. 猪野啓一 | 37. 田村守 | |

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・池本 拓矢・宮本 和也・山川 美恵

事務局長

それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 6 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

皆さんお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。今日は皆さんお忙しいようで、欠席者がちょっと多いかなと感じております。私の方から 3 点報告をして挨拶にかえさせていただきたいと思います。まず 1 点目、5 月 27 日に全国農業委員会会長大会が東京で開かれまして、山崎委員と局長と 3 人で出席をしました。総会が終わって議員会館に移動して与党の高知県選出の国会議員さんには全員集まっていたので、要請をさせていただきました。今回メインに要請させていただいたのは、中間管理事業の 5 年見直しの中で地域の中に入って話し合いをなさい、農地プランをやりなさいと法律で決まったわけですが、それをするにおいても県下の中でも事務局の体制が充実していない。これだけ交付金が少ないので、もう少し交付金を確保して事務局体制が出来るような体制を作ってほしいと要請をさせていただきました。事務局からは四万十町ではこれくらい予算があるが一人分以下しか交付金はない話をしていただきました。議員さんには少しは分かっていたかなと感じております。あくる日は、豊洲市場に行きましたがメインとしては、シティ青果が行っております、市が終わって 3 階で全部小分けにしてお店ごとに必要なサイズに分けて配送している所を見せていただきました。シティ青果の輸出担当の話も聞かせていただきました。今、国も輸出を増やしてと色々やっているのですが、例えば、イチゴが日本で 1,000 円したら、外国にいったら 3,000 円の 3 倍するそうです。ただ、輸送コスト、それにかかるバイヤーの費用を引きますと農家の手取りは変わらないのが今の現実のようです。日本の人口はどんどん下がっていますし、作っているものが国内ではなくなることも考えられるので、どんどん輸出していこうという話はあるようですが、なかなか輸出したから儲かるといううまい話はないなと思い帰って来ました。また後から山崎委員から報告していただくようにしておりますのでよろしく申し上げます。

それから、先日の 20、21 日と小浜市の視察、皆さんお疲れ様でした。早朝から本当に大変だったと思います。ただ、私はすごく行って良かったと思っています。1,100ha の農地の中で 2 町 5 反が 2 枚あったりとか、パッと見たところ四万十町とそう変わらない感じがする、そこにそういう農地ができる政策、考え方の違い、あそこは特に米中心の考え方ですから、米のコストを下げていかないかんとということがあると思いますが、そういう意味で農地を広くしていく必要があると思います。やはり地域地域、6 集落でしたかね、6 エリアに分けて、人・農地プランの作成に取り組んでおりますが、地域地域の考え方によってまとめ方、考え方を違えながら進めていっている。まずは、アンケート調査をして、そのアンケート調査を基に地域の課題を洗い出して入っていく。で、今からこういう事が必要やないということでやっているわけですが、要は一番先にやっているのは地域の農地をどこに集めるかという受け皿をしっかり作る、その受け皿を作った中で、受け皿に集めるということは、集積率がドンと上がるわけです。集積率上げて、その中で新しい中間管理事業の負担金のかからない基盤整備の事業を入れたり、国の事業を上手く回したりしながら、四万十町でも国がいう集積率 80%は無理無理と否

定的な考え方ではなく、上手に集積率を上げてこの事業を上手く使えることはないか、もう少しプラス思考の考え方はないか、高知県を考えたときに、産業振興計画の中でもハウスとかの単収を上げていこうとかそういう動きはいっぱいあるのですが、水田のお米に対するコストダウンをしていこうという動きはまだないもので、県の中でもそんな話をしながら、高知県の四万十町は色々な意味で縮図と言われておりますので、高知の見本になるような四万十町にちょっとでも動きが出来ればという風に考えて帰って来ました。皆さんにはレポートをお願いしておりますので、いろいろな報告をしていただけたらと思います。

6月24日に毎月の常設審議委員会があったのですが、最近の動きとしては、南国市、本山町、土佐町、大きなソーラーシェアリングの3年見直しとか、3年間の一時転用が今見直しになってきているわけですが、南国市が榊、本山町、土佐町がかぼちゃで、普通に作っている8割は収穫してくださいねというのが、目標なのですが、全然上がっていません。南国市はまともに収穫してないので、1年間様子を見ましょうということで、今回1年間みまして、この前4年目がかかりました。で、南国市としてはだめとして否決して、常設審議委員会にかかってきました。常設審議委員会としても、南国市の意見を尊重して否決ということで出しましたが、県としてはもう1年様子を見るということで、県はもう1年様子を見るためにOKを出しました。今回、あと2つ大きいのが本山町、土佐町に万次郎かぼちゃを作っていますが、そこも普通作の8%から10%、そんな状況です。先に出た土佐町は、県が1年様子を見るということで、OKを出しましたので、今回出した本山町もそういう形になると思いますが、1年間様子を見て、来年判断するというので、ソーラーシェアリングの難しさ、作物を植えたらいいよという形にはならなくなっている。うちでは影野が1haやっています、色々試行錯誤していますが、なかなかこれから目をつけられる部分ではあると思いますので、その辺も考えていてもらいたいと思います。以上3点報告して挨拶にかえさせていただきます。

それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会6月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号18番宮脇眞弓委員にお願いします。憲章は添付書類の最後にございます。

18番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございました。ご着席下さい。

本日の会議に、2番掛水誠幸委員、6番下元誠一郎委員、7番浜田大彰委員、16番竹内純委員、22番西井健夫委員、27番市川正司委員、28番大西博之委員、31番猪野啓一委員、37番田村守委員から欠席の届け出ております。

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員15名、推進委員15名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第5号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

令和元年度四万十町農業委員会6月総会の会期は、令和元年6月25日の本日1日といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第6号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に1番、下元弘章委員と、32番、山本奨一委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

続いて日程第3、報告第4号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてご説明いたします。ページは、3ページです。件数は、窪川地域の3件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。番号1と2・3につきましては、同じ中間管理機構が借り受け・貸し付けした同一の農地ですので、まとめてご説明します。土地の所在、興津字森ノ前3728番、地目、田、面積、339㎡、興津字森ノ前3729番、地目、田、面積1,208㎡、合計2筆で面積が1,547㎡です。解約事由は、貸出人からの申し出による、双方合意です。合意年月日、令和元年5月10日、引渡年月日、令和元年5月10日です。この2筆は、利用権設定期間と、配分先を変更するために解約するものです。後の議案に出していますが、新たに利用権15年の設定を受け、借受人の長男に配分する計画です。以上で説明を終わります。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。これは事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ報告第4号は終わります。

議長 続いて、日程第4、報告第5号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第5号、農地法第3条の3の規定による届出についてご説明いたします。
ページは4ページです。件数は、窪川地域の1件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。それでは、番号1について説明します。土地の所在、七里字古庫乙822番2、地目、田、面積、188㎡です。以下4筆あり、合計5筆で、面積が2,375㎡です。届出日、令和元年5月29日、届出事由、相続、あっせん希望については、希望しないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第5号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。
特になければ、報告第5号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第6号、「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第6号、四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書は5ページをご覧ください。今月は全部で3件あり、窪川地区2件、西部地区で1件となっております。まず、西部からご説明させていただきます。番号1番、添付資料は1ページ、2ページをご覧ください。土地の所在地は、古城字松ヶ峠488番と槇ノ平ラ491番の2筆、地目は全て田、面積は649㎡と388㎡です。申請地は20年以上前より耕作せず、山林化している状態で四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4の(1)のウ、耕作不適耕作不便で10年以上耕作放棄された土地で農地への復旧ができないと判断し、令和元年5月23日、担当委員さんと現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地区からは以上です。

続きまして、番号2番、添付資料は3ページです。見付字檜木1138番6、地目、畑、面積、99㎡です。申請地は昭和55年に建物が建築され、その敷地となっております。担当委員、職員で現地確認し四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第4証明基準のエ、人為的に転用した土地ですすでに20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和元年5月27日非農地証明書を発行しております。

続きまして、番号3番、添付資料は4ページから7ページです。秋丸字野中296番、地目、田、面積、383㎡、以下3筆で合計665㎡です。申請地の296番は、30年以上前から耕作しておらず山林となっております。373番1、374番5は20年以上前から建物を建て宅地となっており、388番2は30年以上前から宅地として使用しており、現在は取り壊されましたが、コンクリートの進入路が残っており、雑種地となり、畑に戻せない状態となっております。担当委員、職員で現地確認をし、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄された土地と証明基準のエ、人為的に転用した土地ですすでに20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和元年5月27日、非農地証明書発行しております。以上です。

議長 報告第 6 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第 6 号は終わります。

続いて、日程第 6、議案第 9 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 9 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」ご説明いたします。ページは 6 ページになります。件数は 3 件になります。うち、窪川地域は 2 件、西部地域 1 件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料は 8 ページからとなります。それでは、番号 1 番について説明します。土地の所在、中神ノ川字コヲ田 198 番 1、地目、田、面積、100 m²です。権利事由は、所有権移転の売買、譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。

続きまして、番号 2 番、土地の所在、中ノ越字カミヤシキ 106 番、地目、畑、面積、371 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、高齢化による経営規模縮小とのことです。下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部地域からです。西部地域からは 1 件の許可申請が出てきております。番号 3 番について説明いたします。土地の所在地、古城字ヲトナシ 547 番、地目、畑、面積 837 m²です。以下 1 筆あり、合計で 2 筆、面積が 2,287 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由は、譲受人の要望、譲渡理由は、経営規模の拡大。下限面積は達成しています。申請地では水稲や栗を栽培する計画です。以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第 9 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 番から、24 番市川絢子委員。

24 番 23 日に現地確認、譲渡人、譲受人から聞き取りをしました。現地は数年前に町の方が電波塔を建てるということで、土地の売買がありましてその残った部分の土地です。譲受人の家に隣接した土地でして、譲渡人の家からは少し離れています。譲渡人の方は、後継者がいないので経営規模も縮小したいという意向もありまして、今回売買に至ったわけですが、農地については、譲受人が耕作した方が有効活用されるということが確認できますので、別に問題ないと思いました。

議長 それでは、番号 2 番、29 番石田芳秋委員。

29 番 番号 2 番につきまして、譲受人に確認しました。現況は畑であることを確認しております。所有権移転後は、生姜、ハウスニラ等を栽培しており農地を効率的にやっております。また、年間 150 日以上農業に従事していることも確認しており

ます。取得する農地の周辺には営農上悪影響もないことも確認しております。譲渡人は高齢のため、今後継続して耕作も困難な状況にあるため売買になったということです。譲受人は、地域の担い手でもあります。今後も生姜、ニラを中心に農業していくことも確認しております。以上です。

議長 それでは、番号 3 番、15 番吉良榮委員。

15 番 3 番について説明いたします。譲渡人、譲受人から確認いたしました。申請地は田、畑であります。譲受人は稲、自家用野菜を栽培しています。譲受人は常用の農業機械がないため妹夫婦に稲の植え付け刈取りを依頼しており後は自分が管理をしております。耕作する作物は以前と変わらず、周辺農地へも支障はありません。譲渡人は申請地まで遠く先祖代々譲受人の家が作業を請け負っていたため譲渡することになりました。譲受人は数年前に U ターンし農地を耕作しています。子供が退職後農業をする計画であります。問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 9 号について質疑を許します。ご意見、ご質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第 9 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 9 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 10 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。議案書につきましては、7 ページ、添付資料につきましては、11 ページから 12 ページをご覧ください。今回は西部地域からは 1 件となっております。番号 1 番についてご説明いたします。申請地は 1 筆です。土地の所在地、相去字タキ山 444 番地、地目は畑、面積は 239 m²の内 20 m²です。申請人は記載のとおりです。転用目的は墓地、転用理由は納骨堂の新設です。農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、13 ページの土地利用計画図に示

している形で納骨堂を整備する計画です。周囲の状況は西側、南側は同意ありの田、東側は申請人の田と宅地、北側は山林となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま利用し、整地後に砂利敷きにする計画です。進入路につきましては、東側の宅地から自己所有の田内と山林を通り進入をします。排水計画につきましては、雨水のみで周辺自己所有農地で自然排水する計画です。関係法令につきましては、墓地埋葬法の申請は、今申請中であることを担当課で確認しております。資金計画につきましては、金融機関の残高にて必要な事業費以上であることを確認しております。以上です。

議長 議案第 10 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

17 番 現地の確認と聞き取りに行つて参りました。先祖の墓が山中にあり、大変不便であるための移設ということで、計画面積も必要最小限であります。周囲へも同意も取れているようですし、許可次第着手するということで、問題ないと思います。以上です。

議長 議案第 10 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よつて、議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よつて、議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書につきましては 8 ページでございます。今日は 1

件となっております。番号 1 番について説明いたします。添付資料につきましては 14 ページから 18 ページですので、一緒にご覧ください。申請地は、峰ノ上字寺山 484 番 11、地目、畑、面積、403 m²の農地でございます。権利事由につきましては、賃貸借権の設定です。借受人、貸付人は記載のとおりです。転用目的につきましては、太陽光発電装置の設置になります。転用理由は、借受人が隣接の 484 番 9、484 番 10、青で囲んだ部分で太陽光発電事業をすでに実施しており、申請地にはパネルを設置し規模の拡大、増設を行う計画となっております。申請地の農地区分は第 1 種、第 3 種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第 2 種と判断しております。転用計画につきましては、16 ページの土地利用計画図に示している形で太陽光パネルを整備する計画でございます。周囲の状況ですが、西側、南側は、同意ありの農地、東側は同意ありの畑と太陽光施設、北側は原野となっております。土地の造成計画につきましては、現状のまま整地を行い整備する計画です。進入計画につきましては、北側の町道から 360 番 1 の土地を利用し進入します。360 番 1 の通行同意も確認しております。排水計画につきましては、雨水のみで自然浸透とする計画です。資金計画につきましては、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しております。以上でございます。

議長 議案第 11 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

23 番 業者に聞き取り調査と現地確認を行いました。申請地の現況地目は荒地で、既設太陽光発電施設の西側に太陽光発電施設を増設する計画で、切土、盛土の計画もなく整地して太陽光発電パネルを設置する予定です。隣接農地の同意もあり、申請計画書のとおり、排水計画、土地利用計画も問題が見当たらないので番号 1 番の転用は問題ないと判断します。

議長 議案第 11 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。ここで休憩とします。

(小 休)

議長 続いて、日程第9、議案第12号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和元年7月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしていると考えます。ページは10ページから11ページです。件数は、9件になります。うち、窪川地域8件、西部地域1件です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所及び、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号1番について説明します。添付資料、位置図等は20ページから22ページになります。土地の所在、仁井田字柳ノ本、1905番、地目、田、面積、1,774㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積が4,961㎡です。設定は、新規です。期間は、令和元年7月1日から令和6年3月31日までの4年9カ月です。作物は水稲を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。賃借料は、植栽面積で計算されています。

続きまして、番号2番、添付資料、位置図等は23ページから25ページになります。土地の所在、七里字上長野乙57番2、地目、田、面積、1,864㎡です。以下7筆あり、合計8筆で面積が7,453㎡です。設定は、新規です。期間は、令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年です。作物は生姜を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号3番から番号8番までは、農地中間管理事業の関係ですので、まとめて説明します。うち、番号3番と番号4番については、先程合意解約でご説明した件となります。添付資料、位置図等は26ページからとなります。

土地の所在、番号3番、興津字森ノ前3729番、地目、田、面積、1,208㎡。

番号4番、興津字森ノ前3728番、地目、田、面積、339㎡。

番号5番、興津字神母野3927番、地目、田、面積、1,854㎡。

番号6番、興津字神母野3928番、地目、田、面積、925㎡。

番号7番、興津字神母野3929番、地目、田、面積、848㎡です。設定はすべて新規です。期間は、令和元年7月1日から、令和16年6月30日までの15年です。権利はすべて賃貸借権での設定です。

続きまして、番号8番、添付資料、位置図等は38ページから41ページになります。土地の所在、高野字イオセ874番、地目、田、面積、1,713㎡です。設定は新規です。権利の種類は、所有権移転の売買です。以上で窪川地域の説明を終わります。

事務局 番号9番、添付資料は42ページから44ページになります。位置図等は44ページをご覧ください。土地の所在地、井崎字ソリ田2845番、地目は田、面積は3,322㎡

です。設定は新規の設定になります。期間ですが、令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年になります。作物は水稻を耕作する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

議長 議案第12号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明ですが、3番から8番までは中間管理機構の案件ですので、1番、2番、9番について補足説明をお願いします。まず、1番の案件から。29番石田芳秋委員。

29番 番号1番について、借受人から確認をしました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりです。新規の設定ですが、特に問題ないと思います。以上です。

議長 それでは、番号2番、5番濱田誠委員。

5番 番号2番について、借受人から確認してきました。借受人は認定農業者ではありませんが、意欲のある専業農家であり、今後地域の担い手となる方です。内容も利用集積計画のとおりで、周辺農地への悪影響もないことも現地で確認しています。新規の設定ですが、特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 それでは、番号9番、36番上野渡委員。

36番 番号9番について、借受人から話を聞いてきました。貸付人は高齢のためどなたか耕作してくれる人を探していたところ借受人と話がまとまり、今回の契約に至ったようです。借受人は実家の田んぼを耕作しており、人に頼まれて田植えや稲刈りなども行っていて、地域の担い手でもあります。内容も利用集積計画のとおりですので、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第12号について補足説明が終わりました。何か質問・ご意見等はありませんか。

17番 ちょっと聞きたいです。

議長 はい、17番。

17番 この2番の借受人は、認定農業者と違う理由はなんですか。本人が嫌がっているんですか。

5番 この方は元々こっちにいる方ではなくて、窪川の街で生姜の会社に勤めていて、自分で作りたいたいと言って、もう5、6年になり、家も借りて、自分のところでやっています。

17 番 認定農業者の制度を知らないのでか。

議長 これから認定農業者になる人。

5 番 なり得る可能性があると思います。

議長 よろしいですか。他にございませんか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 12 号、「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 12 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 10、議案第 13 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 13 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。
別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは 13 ページです。件数は、3 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 46 ページからとなります。
それでは、番号 1 番から説明します。番号 1 番、土地の所在、大井野字春日田 699 番 1、地目、田、面積 2,498 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 11,834 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は県認可日から令和 7 年 11 月 30 日までです。水稻を栽培する計画です。再配分となります。
続きまして、番号 2 番、土地の所在、興津字森ノ前 3728 番、地目、田、面積、339 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 1,547 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 16 年 6 月 30 日までです。ミョウガを栽培する計画です。
番号 3 番、土地の所在、興津字神母野 3927 番、地目、田、面積、1,854 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 3,627 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 16 年 6 月 30 日までです。ミョウガを栽培する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番、21 番岡村博晶委員。

21 番 先日、耕作者と現地確認をしてきました。耕作者の今現在の農業の状況は水稲の他に雨よけピーマン等を栽培しております。地域の担い手として、また専業農家として活躍している若者であり、周辺農地に悪影響を与えることはないということで配分計画のとおり、特に問題ないと判断しました。

議長 それでは、番号 2 番、33 番東出一茂委員。

33 番 番号 2 番について、借受人から確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手であります。周りはハウスで周辺の農地に悪影響を及ぼすことはないと思います。ミョウガを栽培する予定です。計画どおり特に問題ないと判断します。

議長 続いて、番号 3 番、33 番東出一茂委員。

33 番 番号 3 番について、借受人から確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手であります。周辺農地には悪影響を与えないと思います。現在もミョウガを作っており、規模拡大であります。配分計画のとおり特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。何かご質問・ご意見等はございませんか。

議長 10 番、山本道雄委員。

10 番 2 番ですけど、4 分の 1 くらいの面積で金額がだいぶ違うのですが、何か施設とかですか。

議長 事務局の方からお願いします。

事務局 3728 番の分、添付資料 29 ページを見ていただいたらと思います。賃借料が右側から 3 列目に書いていると思いますが、金額はこれなんです、割り戻した時にちょうどその横の 10a あたりの形になっています。本当は全部同じにしたかったでしょうが、面積も少ないということで、金額をこの設定にしたがために、逆に割り戻したら、若干上がってきているということになっています。

議長 山本道雄委員、よろしいですか。

議長 他に何かございませんか。

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 13 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 13 号、「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 11 号 議案第 14 号、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 14、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」説明します。添付資料の 52 ページからとなります。「Ⅰ農業委員会の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）」についてですが、こちらの方はセンサス等の数字、農業委員会の体制等の数字となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に 53 ページ「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

- 1 現状及び課題の項目についてですが、この後の項目ごとに記載していますが、それぞれ前回計画の段階で上げていた数字になりますので、以降こちらの説明も割愛させていただきますので、ご確認をお願いします。
- 2 平成 30 年度の目標及び実績ですが、集積目標 1,054ha に対して集積実績 1,032ha、うち新規実績が 28ha、達成状況は 97%となっております。
- 3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は 4～3 月認定農業者フォローアップの際にヒアリング等を行い、利用集積拡大を促す。活動実績は、4 月から 3 月、認定農業者フォローアップの際にヒアリング等を行い、利用集積拡大を即した。として、4 月から 3 月までそれぞれ各ヒアリングを行いまして、合計で 48 回実施しております。
- 4 目標及び活動に対する評価ですが、いずれも計画どおり実施できたとなっております。

続いて 54 ページ「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

- 1 の現状及び課題は割愛します。
- 2 平成 30 年度の目標及び実績としまして、参入目標 5 経営体に対して参入実績 3 経営体、達成状況は 60%です。参入目標面積 5ha に対して参入実績が 1.5ha 達成状況は 30%です。
- 3 目標の達成に向けた活動ですが、活動計画は、4 月～3 月、町、担い手育成センター、普及所、JA との連携により、新規参入者の確保を図る。活動実績は、8 月 13 日、1 月 4 日「就農相談会」（町、担い手育成センター、普及所、JA との連携）、8 月 14 日「市町村合同就農相談会」イオン高知、7 月 28 日東京、農業人フェア、12 月 1 日大阪、12 月 9 日東京、「高知農につくフェア」への参加となっております。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価、参入実績は、経営体数、面積ともに目標達成できなかった。活動に対する評価は、就農相談会によって、参入の促進につながったとなっております。

続いて 55 ページ「IV遊休農地に関する措置に関する評価」に移ります。

1 の現状及び課題は割愛します。

2 平成 30 年度の目標及び実績ですが、解消目標は 1.0ha、解消実績は 0.5ha、達成状況は 50%となっております。

3 2 の目標の達成に向けた活動は、活動計画の農地の利用状況調査ですが、調査員数 37 人、調査実施時期は 7 月から 8 月で調査結果とりまとめ時期は 9 月から 12 月、調査方法は書かれている方法となっております。農地利用意向調査、調査時期 9 月から 11 月。次に、活動実績の農地の利用状況調査ですが、調査員数 37 人、調査実施時期 7 月から 8 月で調査結果とりまとめ時期 9 月から 12 月と計画どおり行われています。農地の利用意向調査は、調査実施時期 11 月から 1 月、調査結果とりまとめ時期 12 月から 2 月。第 32 条第 1 項第 1 号の調査数は 18 筆調査面積 1.5ha です。他は 0 筆となっております。

4 目標及び活動に対する評価ですが、目標に対する評価は、解消に向け助言等を行ったが、条件不利地でもあり目標の達成には至らなかった。解消可能な農地は引き続き対応をする。活動に対する評価は、利用状況調査は計画どおり 7 月・8 月に実施できた。意向調査も計画よりも期間のかかった地域もあるが予定どおり実施できたとなっております。

続いて、56 ページ「V違反転用への適正な対応」に移ります。こちらは違反転用もなく、実績 0 となっております。今後も継続して農地パトロール等の見回りを行うことが必要と考えます。

続いて、57 ページ「VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」に移ります。

1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 48 件のうち許可 48 件で不許可はありませんでした。以下の項目につきましては例年と変わりなく実施しておりますので説明は省略します。

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)ですが、1 年間の処理件数 27 件で、こちらも事務等の部分については例年通り実行されております。特に変更はしておりませんので説明は省略します。

続いて 58 ページ、3 農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内 4 つの農地所有適格法人すべてから報告をいただいております。特に問題はありません。

4 情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供は、調査対象賃借料件数 62 件、公表時期平成 30 年 12 月、情報の提供方法はホームページで公表しております。農地の権利移譲等の状況把握ですが、調査対象権利移動等件数 678 件、取りまとめ時期が 31 年 3 月、情報の提供方法はホームページで公表しています。農地台帳の整備、整備対象農地面積は 3,230ha で、データ更新はここに書かれているようなことをその都度更新しております。情報の提供方法は農地情報公開システムで公表しております。

続いて 59 ページ「VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は該当がありませんので割愛させていただきます。

続いて「Ⅷ事務の実施状況の公表等」に移ります。

- 1 総会等の議事録の公表はホームページに公表しております。
- 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。
- 3 活動計画の点検・評価の公表ですがホームページに公表しています。
こちらの点検・評価の方ですが総会で承認を受けたら、今月中にはホームページの方で公表するように準備しております。以上で説明を終わります。

議長 議案第 14 号について事務局の説明が終わりました。何か質疑、ご意見等はありませんか。

議長 これが、国が示す活動計画を立てて、点検・評価をしっかりとこれを公表しなさいと言うのが、国の考え方です。総会で議決されるとこれをホームページに公表されるのです。

何かございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 14 号、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 14 号、「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 12、議案第 15 号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 15 号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」説明します。

添付資料の 60 ページからとなります。「Ⅰ農業委員会の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）」から説明させていただきます。こちらの数値等ですが、農林水産課の方に問い合わせをかけ、四万十町の基本構想にあった数値等をとってきております。農林業センサスの数値ですので平成 31 年 4 月 1 日現在のもので、このような数字になっていると理解していただければと思います。

次に 61 ページ「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に移ります。

- 1 現状及び課題についてですが、平成 31 年 4 月現在の現状は、管内の農地面積 2,560ha、これまでの集積面積 1,032ha 集積率 40.3%となっております。

課題につきましては、新規就農者・認定農業者へのあっせんを強化し、遊休農地化を防ぐ必要があるとしております。

2 令和元年度の目標及び活動計画についてですが、目標、集積計画は1,082ha、うち新規集積面積は50ha、目標設定の考え方は基本構想アクションプログラムの実現化目標により設定とします。活動計画は8月にJAで新規就農相談会、11月に新農人フェアへの参加、4月から3月に認定農業者フォローアップの際にヒアリングを実施し、利用集積拡大を促す。としております。

続いて、「Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」に移ります。

1 現状及び課題についてですが、新規参入の状況は、平成28年度から30年度の状況は、このような状況となっています。課題としましては、農家の高齢化による後継者不足の解消を図るため、新規参入者等の担い手の確保は重要であるが、新規参入者の為の農地確保や、地域の受け入れ環境等に課題が残る。となっております。

2 令和元年度の目標及び活動計画についてですが、参入目標数は今回も5経営体、参入目標面積は1.5haとなっております。活動計画としまして4月から3月、町、担い手育成センター、普及所、JAとの連携により、新規参入者の確保を図るとなっております。

次に、62ページ「Ⅳ遊休農地に関する措置」に移ります。

1 現状及び課題にですが、現状、管内の農地面積2,565ha、これですが先ほど2,560haと説明しましたが、この2,560haに次の遊休農地の面積5haを足したもので表記するようになっておりますので、こちらの管内の農地面積は2,565haです。遊休農地は5ha、割合は0.19%となっております。課題としましては、少子・高齢化による後継者不足や、不在地主の増加等により、中山間地域等の条件不利地では、遊休化する農地の増加が考えられる。としております。

2 令和元年度の目標及び活動計画についてですが、目標の遊休農地の解消面積ですが、今年度は1haとさせていただきます。目標設定の考え方としましては、昨年度の実績及び農林水産課と協議し、目標値を設定しております。活動計画の、農地の利用状況調査は、調査員数39人、調査時期7月から8月、調査結果取りまとめ時期9月から12月、調査方法は昨年までと同じ方法です。農地の利用意向調査は、実施時期11月から1月、調査結果取りまとめ時期11月から2月としております。

続いて、「Ⅴ違反転用への適正な対応」に移ります。

1 現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積2,560ha、違反転用は0ということなので、現在とのところ違反転用は見受けられませんが、引き続き農地パトロール等の監視活動が必要と考えます。以上で説明を終わります。

議長 議案第15号について事務局の説明が終わりました。何かご質問はございませんか。

議長 今四万十町の31年今現在の集積率40.3%ということですが、ちなみに国が今現在の56.2%、高知県全体は30ちょっとです。四万十町はまあまあ高い方なんですけど、県下で一番上がっているのが、安芸市とかが半分、50ちょっとくらいですね。そんな状況ですね。それから、ここに出ている遊休農地の面積が5ha、0.19%と書いていますが、この前行った小浜市は69ha、全面積の5%これだけ多いという話です。

議長 何かございませんか。質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ご

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 15 号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 15 号、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 13、議案第 16 号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご説明させていただきます。
添付資料 63 ページからをご覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正により、同法第 7 条で農業委員会は最適化の推進に向けて、目標や方法を定めた指針を策定するようになっております。定められましたらホームページ等で公表するようになります。

本日の資料は、見やすいようにポイントになるところを赤字にしています。ホームページに出す時は全部を黒字にします。この指針では、どのような方法で最適化を進めていくか方針を決めるようになっています。

策定されましたら農業委員、推進委員とも目標に向かって活動するようになりますので、皆さまのご意見をいただきたいと思えます。

今回提出いたしました指針(案)は 5 年後の令和 6 年を目標とし農業委員、推進委員の改選ごとに検証・見直しを行う事としています。

その具体的な目標と推進方法につきましては、農地等の利用の最適化の推進に掲げる「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の推進」の 3 項目について、それぞれ提示しています。

まず、資料 63 ページ指針(案)の下の方になります。遊休農地の発生防止・解消についての遊休農地の面積目標につきましては、遊休農地の発生防止及び解消等に取り組むことによって現状維持の 5 ha とします。その目標を達成するための方法として、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、調査の徹底を図るとともに、B 分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」の検討を行い、守るべき農地の明確化に向けて取り組みます。

2 項目目の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては「四万十町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に関する目標に合わせ令和 4 年の目標は 58%とし、令和 6 年は 60%とします。その目標を達成するための方法として、地域における協議の場に積極的に参加し「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。農地中間管理事業の活用を検討する

など、農地の出し手と受け手の掘り起こしを行います。

最後の新規参入の促進についての目標としまして、個人は毎年3人の新規参入を、法人は目標年までに2法人を目標とします。方法としましては、農業関係者との連携を図り、新規参入者に対して情報の提供や営農における悩みや要望などに応えることで新規就農者の定着を支援することとします。以上で説明を終わります。

議長 議案第16号について事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見等ございませんか。

議長 はい、15番吉良榮委員。

15番 65ページの中ほどの、担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の②の農地中間管理機構等との連携についてとありますが、出す方の面積をどれくらいと中間管理機構が表してくれたらいいのですが。出しても受け取ってくれないような土地ばかり。中間管理機構がこういう土地じゃないとだめですよ出してもらった方がいいのですが。

議長 手続き上はそれをしていかないと、これから7月、8月にやる利用状況調査の対象農地から外れない、まずはそれを出すことによって向こうが受け取らなくても、今度はうちが外せれる、そのことは農業委員会としてはやった意味はあるので、その辺でご理解いただきたいと思います。

15番 前にどうやろうと思って出した所が全部返ってきた。

議長 県下全てです。返ってきてるのですが、国の流れとしてはそれを出して返ってきたら、調査は要らないよと、国は要らないと言うけど、地元としてある程度見てないといけない。事務の上はそうなります。私も挨拶でさせてもろうたのですが、地域の中で集積する所の受け皿の組織をどう作っていくか、これからの課題やと思います。それを作っていくって中間管理機構をこっちが利用する、それで集積率を上げてそこに事業が入って手立てを考えていく事が必要ではないでしょうか。

議長 はい、9番太田祥一委員。

9番 集積の部分で、視察でも学んだのですが、小浜市の中で中間管理機構を通じて一般の人が預けて、一般社団法人を通して契約を結ぶ農作業受委託契約を結んでやれば、自分が作っている田んぼも集積の中に入ると、まるっと方式が公に認められているか分かりませんが、集積を上げている実績もありますので、一般社団法人という形を取らなくてはいけないのか、そこら辺が分からないのですが、そこを通して契約を結べば自分が守っている土地までもが集積に繋がっていくとそういった形をやっているようですので、そういった部分も含めれば集積率も上がっていくと、これが我々の地区で実際出来るのか、それなりにやっているのか、そういった部分も検討はしないと

いけないのですが、裏技的な形を使って集積率を上げておるといふこともありますので、また、役員会等でも色々練って集積率を上げていくにはどうしたらいいのか集積の面積、目標面積も達成できる可能性もあるので、この地区に合ったやり方をみんなで話し合っ、農林とも話し合ったら色々結果が出てくると思ひます。

議長

まさに今太田委員が言われたように、一般社団法人には限らないと思ひますが、株式もうそうですし、そういう組織の受け皿があつてそこに中間管理機構を通して集積を一括で、どうしても嫌という人もいると思ふのでその分は無理だと思ひますが、それで集めておいて自分は自分で作りたいよとなれば、特定受委託の契約を結んで貸し付けるというふうなことで、集積率を上げるというふうをやってありますので、こういう技を上手く使いながら地域の集積率を上げていくというふうもありだと思ひます。その辺も勉強して役員会で協議しながら、農水とも話しながら四万十町の集積率を上げていきたいと思ひます。

9番

お金の要らない基盤整備ですよ、それに引っ掛けた部分で集積を行う、小浜市では3、4年くらい前からそういう形で急激にお金の要らない基盤整備をやってその後集積をすると、窪川の場合は結構基盤整備が進んでいる、今志和がやっていますが、あんな形で大正、十和も要件の緩和が出来れば5haをもう少し小さく、単位を、5反を10個で5haではなくて、3町、2町ともう少し小さい面積で出来るふうな形で上の方に上げていってそれが認められるのであれば、そういう部分でもお金が引っ張ってこれて、ただでもやってもらえるふうなら生活出来ると思ひます、せっかく勉強したことを色々活かされるふうに我々も動いたらいいと思ひます。

議長

北川村方式というふうで、色々高知県では言われていますが、村の中で5haが3カ所、4カ所あつて、そこを柚子の畑として基盤整備をして法人と農家に貸し付ける事業を今中間管理事業を通して、無料で事業をやっていては聞くとところによるとこの時には、北川村の中で5haあればいいよという動きがあつたのですが、最近の中では大字単位という話があるふうです。それだけやっぱり厳しくなっている状況です。それを、3haにして2haにしてという事にはならないと思ひます。そこを上手くどう使うか、特に大正、十和という部分では難しいわけですが、大字単位で水田用の基盤整備をしているのですが、畑作もいける基盤整備をもう一回するとか、所有者がばらばらのエリアをまとめるとかしながら、やっていかないといけない。そのためには一つの核があつて集積率を80から100にしていくことが必要、国の事業を入れるというふうは、それに近づけていくのはみんなで考えていかないといけない思ひます。

4番

大区画の5反、1町とかと今現在基盤整備をしていない所を合わせて5haになったら出来る可能性はあるのですか。

議長

そこら辺を勉強しないといけないです。できるかどうか分からないので、それ入れたら出てきますよね。

4 番 それ入れたら出てくると思います。水田やったらできるかもしれないけど、畑作は浸水する可能性があるかもしれないので、なかなか畑作にはできない所はある。現在基盤整備をしていない所を合わせて 5 町やったら出来る可能性がある。それを外して大字でくくられたら無理。

議長 その辺は、県の方にもあたって調べてみます。

4 番 担い手ではない方がやっているが、人・農地プランでその人を担い手にしてその人に集積していけば集積率も上がっていく。そんな形でやっていかないと、なかなか集積率は上がっていないと思います。

議長 その通りです。先ほど言ったように国が 56.2%で、先日、県や農業会議、中間管理機構など農業の関係機関を農水省が東京に呼んでもう一回やれという会をやっている。国は 80%に何とかしたいという思いがあり、だからこそ上手いこと利用するというか、地域に受け皿を作ってそこに集積していくようにすれば、事業に乗ると。その事業が後何年もない、目標年度まで。32 年度までだったか、早く地域で受け皿をしっかり作っていくということが今一番問われることだと思います。

9 番 この前視察に行った時に資料をもらったのですが、やっぱり地域の課題をしっかりと見つけて、話し合いをせよと。アンケートを取ってその結果を持って地域に入って話をしなさいよとあったので、我々、農業委員、推進委員もやっていかないといけないのですが、太良庄地域で課題を見つけて太良庄地域の中間管理方式というような形で、地域でどのような課題になっているのか、大正、十和だったら大正十和方式、四万十方式とか打ち出せるような形を作って、それを材料に国とか県レベルで話し合いをしていく、先行型で国が決めたことを決めたとおりにやっているが、自分たちは自分たちで考えてやっているの、国も県も協力して欲しいと自分たちで出していないと、出してきたものに乗るのは難しいので、自分たちが地域のことを考えている事を訴えて、協力してほしいと上げていかないと無理やと思いますので、話し合いもしてアンケートも取って、それを地域に見せて話し合いに持って行って、四万十方式とか大正・十和方式とかしっかり作り上げて交渉していく事が大事ではないでしょうか。

議長 この計画について何かご意見・ご質問はありませんか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 16 号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 16 号、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、報告 7 号、「令和元年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局

令和元年度 農業委員会 4 月から 6 月の活動状況について報告いたします。お手元の資料 67 ページをご覧ください。3 月総会後からの活動を記載しております。毎月の総会、役員会の他、主なものとして、人・農地プラン座談会を 3 月 31 日魚ノ川で、4 月 22 日壺斗俵、6 月 14 日南川口で行いました。その他、5 月 27 日から 28 日「全国農業委員会会長大会」に会長と山崎委員、私西田とで参加しました。また、6 月 19 日「こうち農業委員会女性ネットワーク総会、研修会」に宮脇委員、事務局から田中が参加しました。6 月 20、21 日先程から話が出ております福井県小浜市へ「視察研修」に農業委員 11 名、推進委員 5 名、農林水産課の職員 3 名、事務局から 2 名の合計 21 名で視察に行つて来ました。主なものは以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

今、報告があったように 5 月 27 日に全国農業委員会会長大会に山崎委員が出席しておりましたので、感想をお願いします。

35 番

先月 27 日、28 日、全国農業委員会会長大会に行つてきました。大会は 13 時から多くの国会議員の参加で来賓の挨拶がとても長かったです。1800 人参加ということで大変驚き最後まで話を聞きたかったのですが、次の予定もあり早めに会場を出ました。続いて、衆議院会館に行き高知県選出の議員と意見交換を行いました。議員から四万十町は人・農地プランはどうですかと聞かれ、窪川地区は少しづつ出ていますが、大正・十和地区はまだまだですと答えた所です。次の日は、豊洲市場に視察に行きました。場内を歩いて説明受けたのですが、とても広くて聞き取れなかったのが残念です。場内はとても涼しく一定の温度を保っているようです。それから無事に帰つて来ました。

議長

本当に疲れたと思います。今回は初めて農林水産大臣が来ておりましたので、挨拶も長かったのかもしれませんが。6 月 19 日にこうち農業委員会女性ネットワーク総会に参加していただきました宮脇委員さんをお願いします。

18 番

女性ネットワークの第 4 回の総会ということで行つたのですが、県下、68 名の女性の委員さんの 5 割、34 名が参加しておりました。総会自体は滞りなく、何も意見もなく済みました。その後の委員会活動の活性化についてというグループ討議がありまして、興味深かったのですが、くじ引きでグループを決めるということでくじ運が良かったのか悪かったのか委員さん 5 名のうち、私を含め 4 名が新人で、意見がなく 1 人だけ 3 期目の方がいて、その方が言っていたことで覚えているのが、普段からスーパーに行くときにも自宅からスーパーまで何本か道があったらいつも同じ道

を通るのではなく、自分の担当地域に日頃から目を向けてパトロールというか行き帰りを変えて通っているそうです。あと4人のうち2人か3人が消費者代表ということで、農業とは全く関係ない女性ばかりでして、この委員になって農業に目を配るようになって、興味深いことも出来たけれど、こんな山の奥で生産性を上げて生活していくのは大変やと初めてなった人でもそう思いましたという意見でした。とにかく周りの農業委員会のメンバーみんなに助けられて一緒に委員会活動をしていきたいと前向きな意見でした。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
報告第7号についてご質問・ご意見等はございませんか。
質疑が無いようですので、議案第7号、「令和元年度 四万十町農業委員会の活動報告について」を終わります。
続いて、日程第15、「その他の件について」を議題とします。事務局ではありませんか。

議長 私の方から1点。農業者年金の加入推進部長ということで、9月の新しい組織になって決めたわけですが、中原委員と宮崎委員ということで決めさせていただいたわけですが、要は部長の任期を何月から何月までと決めていなかったの、部長の活動実績期間というのが、3月1日から翌年2月末までだそうで、そこに合わせたいと思っていますが、9月に決定しているのですが、出来れば活動期間を任期中にしたい。今回2月に切れて終わるということにはならないので。

8番 9月から8月まで3年間ということですか。

議長 毎年見直しですか。

事務局 基本的には1年間という期間があります。

議長 ひとつの期間としては、3月1日から2月末までと基本的には期間があるそうです。期間としては決めていきたいです。ただ、推進部長としてはそのままいきたい。その辺をご理解いただきたいなと思っています。

事務局 とりあえず、来年の2月末まで。

議長 来年の2月末までいって、2月の総会あたりで再度延長するのか確認します。

8番 農業委員も推進委員も自分たちの地域で農業者年金を進めたらいい人が居れば、私達は分からないので、みんなが勧めてくれたら結構入るのではないかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長 個別に行かせていただいた、甫喜本さん、東出さんぜひ、実績を作りたいのでよろ

しくお願いします。

事務局 各地域でこの人どうやろうという人が居りましたら、事務局に声掛けしてもらったら担当が頑張ると思います。

議長 事務局、推進部含めて農業会議も応援します。

4 番 入っている、入っていないが分からないので事務局に名前を言うたら分かりますか。

事務局 リストはあるので分かります。

事務局 議案の資料とは別に、「令和元年度農地利用状況調査等に当たって」という資料を配っておりますが、そちらを見てください。この利用状況調査は、毎年この時期にやられておりますので、ベテランの委員さんには、説明の必要はないかもしれませんが、今回新たに委員さんなられた方もおりますので、その方は初めての調査になりますので、簡単に目的から調査方法を説明します。

農地利用状況調査というのは、農業委員会では、毎年7月8月にかけて、農地法30条の規定に基づき、町内すべての農地に対して「農地利用状況調査（農地パトロール）」を行うこととされています。この農地利用状況調査は、地域の農地利用状況の確認、遊休農地の実態把握と発生の防止・解消、違反転用発生防止・早期発見について、重点的に取り組むことを目的とされ実施されます。特に、遊休農地の発生防止・解消に当たっては、その再利用に向けた取り組みを勧めることが重要とされています。お配りしました、「令和元年度農地利用状況調査等に当たって」をご覧ください。

まず、調査期間ですが、先程も言いましたが、7月から8月末の間に実施していただきますようお願いします。また、調査が完了次第、調査書の提出・報告をお願いします。調査結果により、その後、利用意向調査の実施が必要な場合がありますので、お早めに報告いただければ、早めに利用意向調査に取り掛かることができますのでよろしくお願いします。また、利用意向調査については、後でご説明します。

次に調査内容についてですが、先程ご説明したように、各委員さんの担当区域全ての農地について調査をお願いします。調査のポイントとしまして、①の「遊休農地」の調査をお願いします。遊休農地がありましたら、お配りしています「利用状況調査業務日誌（調査票）」に記入してください。記載例のように、分かる範囲で大字、字、地番、地目等を確認していただき、所有者、荒廃等の状況を記載例のようにご記入をお願いします。遊休農地の位置づけについてですが、遊休農地はA分類とB分類に分類されます。A分類とは「再生利用が可能な荒廃農地」とされ、判断基準として「過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も所有者等による農地維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地」となります。少々雑草がおい茂っていても、年1回程度草刈りをして管理していると思われる農地については、A分類としますので、農地の状況によりご判断をお願いします。B分類とは、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とされ、「森林化し、農地に復元する為の、物理的な条件整備が著しく困難な農地、または周囲の状況から見て、その土地を農地

として復元しても継続して利用する事ができないと見込まれる農地」となります。その為、過去 B 分類とされた農地については、基本的には B 分類から変わることは少ないと思われます。このことを踏まえて、現地確認の上、A 分類・B 分類の判断をお願いします。また、該当する方のみですが、過去の調査 A 分類とされた農地についても、調査票をお配りしていますので、今回の調査でも必ず状況を確認するようにお願いします。また、遊休化の恐れがある農地についても、今後のため把握をしておいていただきたいです。その他、②農地法第 3 条・利用権設定の許可のあった農地の利用状況、③違反転用、④その他についても、確認できる範囲でお願いします。いずれも基本的に耕作されているなら問題ないと思います。

また、この調査票には、今回新たに A 分類、B 分類とされた農地のみご記入ください。また、調査の結果、A 分類・B 分類とも無い場合、調査書の提出は不要ですが、必ず農業委員会までその旨をお伝えください。その他、農地の状況等で何かありましたらご連絡をお願いします。

配布資料についてですが、利用状況調査業務日誌、記載例、地籍図、あと、該当する方だけに、昨年度までの調査で A 分類とした農地一覧をつけておりますので、ご確認ください。前回調査時の委員さんと変わっている地区がありますので、ご確認ください。また、図面ですが、現時点でお渡しできるものとなっておりますが、一部、国土調査や圃場整備、分筆や転用等の状況が反映されていない箇所があります。そのため、図面と現地が一致しない場合がありますが、実際、現状が耕作されていれば特にそれ以上の調査は必要ありませんので、問題ないかと思います。また、図面の作成に時間がかかるため、新たに委員となられた方、担当地域が変更となった方の分を優先的に作成しています。継続して委員をしていただいている方は、申し訳ありませんがお持ちの地図で対応をお願いします。また、今日図面をお配りできていない委員の方には、出来次第お渡ししますのでよろしくをお願いします。

17 番 使いにくいとなったら作ってくれるんですか。

事務局 はい、なんとかします。

9 番 区分けが結構変わっているので、前の分を持っていても使えない。出たり入ったりしているし、前は区分けしてくれていた。これを 100%利用はできないですね。

事務局 今役場で用意できる図面もどれだけ最新に近い状態かというのがなかなか難しいです。ひょっとしたら印刷しても前と変わらない可能性もあります。

8 番 番号が小さくて見えないので役場のパソコンで見た方が分かりやすい。

事務局 図面上見にくいのは拡大したやつを印刷するようにします。これも印刷に時間がかかるので申し出てください。続きがあります、今回の調査で新たに A 分類となった農地は意向調査に繋がっていきます。過去に A 分類として判断した分は、お配りしている人だけですが、過去に意向調査を行っていますので、今回は意向調査をする必

要はありません。新たに A 分類になった土地について、どのようにしていくか調査に入るようになります。たくさんあればあるほど全部 1 件 1 件聞いて確認を取ってもらうようになります。意向調査については、ある地区ない地区がありますので、ある地区ごとに説明をさせていただきますので、今日は省略させていただきます。以上、簡単に説明でしたが、また何か分からないことがありましたら事務局までお願いします。

15 番 最初の 1 ページの中ぐらいに④その他とありますがどのような農地ですか。

事務局 特定処分農地は、経営移譲されている方で、後継者が作るとか、そういう農地。見ても判断できません。その土地がどのような設定がされているとか。

15 番 年金をもらうために譲った土地、図面上とは名前が違うということですか。譲っているということは。

事務局 図面上には何も出てきません。

議長 要は A 分類と B 分類があれば上げてきてください。内容については事務局に見てもらわないとそこは分からないので。

9 番 B 分類をちょっと草が大きくなって木が生え始めているのを無理やと簡単に B 分類とは書いてはいけませんよね。中間管理事業に向けて借りてくれる人がいるかないか判断を仰がないと。

議長 ただ、高齢でしょうがないという所も極端にあると思います。そういう部分では B 判定するしかない部分もあると思います。

9 番 判定はそうですが、まずは中間管理事業に出してみないといけないという形で今まで来てましたよね。少々大草になっていてもとりあえずは中間管理機構に出して、いかんと返事が来た時には次の段階として B 分類なり遊休農地にするとか、それから判断する。

議長 その家の状況もありますし、農地の形状もありますし、そこはある程度委員さんが判断をしてもらわないと難しいところやと思います。小さい所でこれはどうしようもないとなるとありますが、そこそこの所はまだ何とかなりそうと思った時には A 判定をしてもらうしかないと思います。なかなかこうしろとは一概には言えません。

9 番 大きな木が生えてきたらいけないし、小さい木くらいやったらどうにかなるなら A、なるだけ B を簡単に出さないようにしないと、B にしたらなかなか復帰する対象になりにくい。

8 番 Bでもきれいにすれば解消で構わないですよ。

議長 解消でいいです。

9 番 Bは意向調査しなくてもいいんですよ。

農業委員経験の方は見直しでこれくらいならBにはならない、これくらいならAと。初めての方はやった事ないので、少し荒れてるくらいでBにするのではなくて、なんとかAにして中間管理事業がやってくれるならやってもらって、だめならBにするくらいに。

事務局 Bの判定の話ですが、土地の所有者が耕作をしないといけないという建前がある中で荒らし方、A判定の場合はまだ復活できるよとみんながそう思った土地になるのでそれを今後どうしていくのか、機構を通じて誰かに耕作してもらおうのかという事で復活させましょうという所で調査になります。Aについては課税強化という罰則があるわけで、B分類の土地を全部Aに落として所有者に負担がすごくかかってくる、BをAにしたばかりになんとかしろと圧力がかかってくる土地になって、それが達成できなかつたら課税強化で税金があがります。あまりBをAに無理やりにしてたら所有者の方が大変になるので、基準を客観的に見て無理と思ったらBの方に。

9 番 Bでいいのですか。今まではBにするなという状況でしたが。

議長 出来れば、意向調査の段階でここはこの家ではもう絶対に無理という状況であれば、中間管理機構に貸しますという所に丸をしてもらったら、中間管理機構に1回上がりますので、そこから返ってきたら調査不要になります。まずは、A分類と判断した農地について自分では無理と判断した時には中間管理機構に丸を勧めてもらったらそれで一つは課税強化の部分はクリアになります。

38 番 それは地主に了解を得ないといけないですよ。

議長 もちろん。それが農家の意向調査です。

1 番 所有者に確認するのではなく、見た目でもAかBか判断したらいいのですか。

議長 まずは、農業委員、最適化推進委員が判断するという事です。

事務局 Aの場合は次の意向調査で訪問して、機構に貸し手を探してもらうか、自らやるのか、そういう項目があるのでどちらかにチェックをしてもらってください。

1 番 それはいちいち所有者に確認しないと。さっきみたいな課税のことが色々出てくるので、ただ見た目でも判断したらいいのか聞きたい。

議長 窪川地域は作況調査を行うという話も聞いておりますので、その辺の調整を早めにしてもらって目ならしみたいな所をやってもらったら委員さんも楽かなと思います。

9 番 小さい木くらいやったらいいですが、大きな木が何本も生えているなら無理と判断して、小さな木が生え始めならまだ耕作できないとまではいかないというくらい。2 mの草が生えてるくらいではBにしない、直径が10 cmも20 cmもの木が生えているなら無理、こんな感じで確認した経過があります。大草ぐらいなら機構に上げる。無理と判断されたら次の段階に。

事務局 上げるときは必ず所有者に機構に探してもらうかをお話してください。

9 番 それは次の段階ですよ。今は状況を見るだけで次の意向調査の段階、10月でしたかね。

事務局 そうです。10月ですね。

9 番 意向調査で所有者にどうするか、機構に丸をしてもらうかですよ。

事務局 今回の調査票をうちの方でパソコンに打ち直して意向調査用紙に筆を入れますので、それをまたお配りしますので、そこをお願いします。

先程も言いましたが、図面がひょっと地区が変わって無い方とか、いる方は把握できていなので、また連絡ください。その分は出して渡しますので。持っている分で対応できる方はそれをお願いします。

15 番 前の委員さんがBで出している所が地図では分からない、自分が委員になって一番困ったこと。去年行かんでいいところは全部出しますと言って出してもらった。

事務局 このプリントにもB分類が必要な方は申出てくださいと書いてます。

議長 必要な方というよりは全員に配るのは難しいですか。

事務局 B分類の一覧のデータを整理してお渡しします。

15 番 いつ頃もらいに行きたいですか。

事務局 全員に出来次第お渡しします。

議長 農地パトロールの件で何か他にありませんか。他にも出てくると思いますので事務局の方に相談なりしていただければと思います。

議長 委員の皆さん何かありませんか。

なければその他の件についてはこれで終了いたします。これで、本総会に付議されました案件はすべて終了しました。ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会 6月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 4 時 45 分